

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標 I 親と子の健康づくりの推進

推進分野(1) 安心安全な妊娠・出産への保健対策の推進

評価内容

■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況

■総括評価:達成状況についての評価

■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合

【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 妊婦・妊婦歯科・産後の健康診査及び健康教育・相談を拡充します。	妊婦健康診査費助成事業 妊婦歯科健康診査	こども家庭・保健センター	妊婦健康診査: H30 助成券931人、償還払143人 R5 助成券736人、償還払100人 妊婦歯科健康診査:母子手帳交付時に、市内実施医療機関で歯科健診を受診できる無料受診券を交付している。受診率は30%程度で推移しているため、今後さらなる啓発が必要である。	国が定めた基準である妊婦健康診査が負担なく受けられるよう、継続して実施できている。 また、受診率が低い妊婦歯科健康診査も無料で受診できるよう継続していく。	A
2	○ 健康な妊娠生活を送るために必要な健康教育を行います。	母子健康手帳等の交付 母子健康手帳アプリ プレおや教室(パパママクラス、沐浴クラス) 両親学級	こども家庭・保健センター	母子健康手帳の交付時は保健師・看護師が全数面接を行い、これから安心して妊娠・出産に向けて生活できるよう支援を行った。 【母子健康手帳交付数】 H30 648冊 R5 515冊	全数面接をすることでじっくり個別に対応でき、個々の問題や悩みに寄り添うことができています。	A
			市立芦屋病院	0件 新型コロナウイルス感染症対策のため中止	計画期間内の大半が新型コロナウイルス感染症の影響を受けることとなった。病院内が実施する事業であるため、今後も同じ状況が発生するものと予想される。	C
3	○ 妊娠中の悩みや出産への不安の解消のための相談体制を整備します。	妊婦訪問	こども家庭・保健センター	H30 妊産婦相談件数 3件 R5 妊産婦相談件数 0件 令和4年度1月からは、伴走型支援としてアンケート送付や、電話相談を実施している。	ニーズは少ないが、相談体制は整えている。	A
4	○ 母子保健・子育て支援サービスを利用しやすい体制を整備します。	母子健康管理システム	こども家庭・保健センター	母子保健情報と家庭児童情報のシステムが別であるのに加えて、情報の共有を口頭で行っているため、不足や聞き間違いが起こりやすい。	会議や打合せ、システムの有効活用について話し合いを継続している。異なる分野で同じケースに連携して取り組めるよう、システムの共有化ができています。	A
5	○ 性に関する正しい知識の普及や相談等の取組を推進します。	女性の生涯すこやか支援事業	こども家庭・保健センター	トライやるウィークに参加する中学生に対して、妊娠・出産へのイメージを具体的に持ってもらうため、赤ちゃん人形を活用して健康教育を行っている。	引き続き、性に関する正しい知識の普及や相談等の取組を推進する。	B
6	○ 喫煙や薬物等に関する教育や指導等の取組を推進します。	出前講座「喫煙防止教育」 薬物乱用防止教育	こども家庭・保健センター	トライやるウィークに参加する中学生に対して、妊娠・出産へのイメージを具体的に持ってもらうため、赤ちゃん人形を活用して健康教育を行っている。	こども家庭・保健センターの事業の説明を通して、妊娠期の生活をイメージできるよう実施。継続して話をしていくことは、今後の性教育にもつながると思われる。	B
			保健安全・特別支援教育課	小中学校の保健教育において、教科担任及び学級担任が喫煙防止教育、薬物乱用防止教育を実施している。	講師を招いての出前講座などを実施し、専門的な見地からの講話を聞かせていただき、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育を充実させた。	B
7	○ 思春期におけるこころの育ちへの取組を推進します。	スクールカウンセリング事業	学校支援課	心の健康問題やケアを必要とする児童生徒に対し、適切な指導・援助を行っている。 また、スクールソーシャルワーカーや関係機関とも連携を取り、各校で相談ができる体制をとっている。 課題としてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務の関係から、すぐに対応ができないことがあり、カウンセリングセンター等関係機関と連携して対応しているが、同じ相談員と面談するには少し時間がかかることがある。		
8	○ 妊娠期からの児童虐待防止対策に取り組みます。	子育て世代包括支援センター	こども家庭・保健センター	全ての妊産婦及び乳幼児の実情の把握や相談、情報提供などを行っている。 【相談延数】H30 131人 R5 182人	妊娠届出時から、妊婦と全数面接をすることでじっくり個別に対応でき、個々の問題や悩みに寄り添うことができています。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅰ 親と子の健康づくりの推進

推進分野(2) 健やかな成長を見守り育む保健対策の推進

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 乳幼児健診後等のフォローアップ体制の充実を図ります。	こどもの相談 コアラクラブ(短期経過観察グループ) すくすく学級 療育相談 教育相談 障がい児機能訓練事業 療育支援相談事業 アレルギー健康診査 アレルギー教室 アレルギー栄養相談	障がい福祉課	障がい児機能訓練事業について、希望者数が訓練枠数を超過する状態が続いており、待機中の希望者が一定数発生している。	コロナ禍の時期も含め、療育相談・障がい児機能訓練事業・療育支援相談事業を継続して実施することができた。 しかしながら、障がい児機能訓練事業については、希望者数が訓練枠数を超過する状態が続き、待機せざるを得ない希望者が一定数発生していた。	B
			保健安全・特別支援教育課	年に1度、4月当初に学校を会場としたアレルギー対応研修を行っている。(実際にエビベンを打った時の衝撃等も実感できる)継続的に行うことにより意識向上と安心感を教職員だけでなく保護者にも与えている状況である。研修に実際の先生方の役割、並びにその動きをシュミレーションする必要がある。	現在、小学校を会場とし、毎年行っていくことで教職員のさらなる意識向上に努めることができた。 児童生徒にどのような症状が現れた時にエビベンを使うといいか、その時の教職員の動き方等、具体的にやってみたり、教室内でのエビベンの保管場所を全教職員で確認したり、DVDで研修したりする等、内容は様々であるが、エビベンをもっている子がいてもいなくても、今後継続していくことに意義がある。	B
			こども家庭・保健センター	【こどもの相談】 乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行った。 ・精神科医師による相談: H30 実施回数15回 相談実数30人 延べ数50人 R5 実施回数15回 相談実数31人 延べ数42人 ・小児科医師による相談: H30 実施回数6回 相談実数14人 延べ数20人 R5 実施回数6回 相談実数14人 延べ数17人 ・心理相談員による相談: H30 実施回数45回 相談実数124人 延べ数140人 R5 実施回数46回 相談実数92人 延べ数107人 【コアラクラブ】 H30参加実人数 34人、延べ人数124人 R5 参加実人数 30人、延べ人数118人 【アレルギー健康診査】 H30 対象者数95人 受診者数69人 R5 対象者数108人 受診者数40人 【アレルギー栄養相談】 H30 相談延べ人数 14人 R5 相談延べ人数 0人 【アレルギー教室】 H30 実施回数4回 参加者数110人 R5 実施回数3回 参加者数71人 【障害児機能訓練事業・療育支援相談事業・すくすく学級】 関係機関と連携し、早期療育の支援を行った。 サービス利用ニーズが高まっており、サービス利用・医療機関につなぐケースが増加している印象。	安心して子育てできるよう、健診後に保護者の心配がある場合や児の発達の遅れが見られる場合、丁寧にフォローアップを行い、事業や関係機関に繋いだりした。フォロー体制については、効果的な方法について検討を行った。	B
2	○ 乳幼児健診未受診者について積極的な受診勧奨を行います。	乳幼児健康診査・未受診者対策	障がい福祉課	【ペアレント・トレーニング】 当初の申込者のうち最終回まで継続して出席できた方が少なかった。	コロナ禍の時期も含め、ペアレント・トレーニング(令和3年度までの名称は「家庭療育支講座」)を毎年1回開催し、参加者の子育てに関する不安や悩みを軽減することができた。 ただ、申込が少ない年度や、最終回まで継続して出席できた参加者が少ない年度もあった。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅰ 親と子の健康づくりの推進

推進分野(2) 健やかな成長を見守り育む保健対策の推進

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
			こども家庭・保健センター	・4か月児健康診査: H30 受診者636人 受診率94.9% R5 受診者469人 受診率95.3% ・10か月児健康診査: H30受診者637人 受診率90.5% R5 受診者497人 受診率92.0% ・1歳6か月児健康診査: H30受診者656人 受診率93.6% R5 受診者509人 受診率98.8% ・3歳児健康診査: H30受診者742人 受診率99.3% R5 受診者726人 受診率96.7% ・各健診とも未受診でかつ連絡がつかず、予防接種も未接種の場合等に児童福祉分野に情報提供を行い、現状を確認してもらっている。	健診の受診率向上のために丁寧に勧奨を行い、未受診の場合は、児童福祉分野に情報提供を行い、連携して状況把握に務めた。	B
3	○ 感染症の予防及び事故防止のための取組を推進します。	定期予防接種	こども家庭・保健センター	接種率向上のため、個別通知を行ったり、各種健診時に予防接種の接種状況を確認し、接種勧奨を行った。また、保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努めた。HPVワクチンについては、個別通知とともにキャッチアップ接種を前年度に引き続き実施した。 ・結核(BCG): H30接種者数 645人/ R5接種者数 466人 ・ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎(四種混合): H30接種者数 2,622人/R5接種者数 2,111人 ・麻しん・風しん(MR): H30接種者数 1,441人/R5接種者数 1,170人 ・ヒブ(Hib): H30接種者数 2,535人/R5接種者数 2,023人 ・子宮頸がん予防: H30接種者数 人/R5接種者数 1,761人 ・小児肺炎球菌: H30接種者数 2,525人/R5接種者数 2,014人 ・B型肝炎: H30接種者数 1,890人/R5接種者数 1,493人 ・水痘: H30接種者数 1,326人/R5接種者数 976人 ・日本脳炎: H30接種者数 3,514人/R5接種者数 2,600人 ・ジフテリア・破傷風(DT): H30接種者数 730人/R5接種者数 599人 ・ロタウイルス: H30 定期接種未実施/R5接種者数 1,111人	市内医療機関において、予防接種を受けることができる体制を整備した。また、接種率向上のため、周知啓発を行うことができた。今後も予防接種の体制整備を継続していくとともに、周知啓発に努めていく。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅰ 親と子の健康づくりの推進

推進分野(2) 健やかな成長を見守り育む保健対策の推進

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
4	○ 育児不安を解消するための、健康相談・保健指導等の充実を図ります。	産婦・新生児訪問 こんには赤ちゃん訪問事業 乳幼児家庭訪問 未熟児養育事業 育児相談 おっぱい相談室 育児支援家庭訪問事業 4か月児健康診査 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 ブックスタート事業 めだか水泳教室 5歳児発達相談 園庭開放 なかよしひろば さんさんひろば 未就園児交流会 あい・あいるーむ つどいのひろば 子育てグループの活動支援 あそびのひろば・グッピーひろば	こども家庭・保健センター	【育児相談】 乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。 H30 実施回数12回 参加延べ人数 885人 参加実人数 546人 R5 実施回数12回 参加延べ人数 416人 参加実人数 171人 【乳幼児健康診査】 ・4か月児健康診査: H30 受診者636人 受診率94.9% R5 受診者469人 受診率95.3% ・10か月児健康診査: H30受診者637人 受診率90.5% R5 受診者497人 受診率92.0% ・1歳6か月児健康診査: H30受診者656人 受診率93.6% R5 受診者509人 受診率98.8% ・3歳児健康診査: H30受診者742人 受診率99.3% R5 受診者726人 受診率96.7% 【5歳児発達相談】 H30 対象者775人、回収数656人、相談希望者62人、発達相談実施者28人 R5 対象者655人、回収数548人、相談希望者46人、発達相談実施者21人 【ブックスタート事業】 H30 配布数 640冊 R5 配布数 473冊 【めだか水泳教室】 H30実施回数2グループ×13回 延参加者272人 実参加者27人 R5実施回数3グループ×8回 延参加者72人 実参加者11人 【産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問事業】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。 H30 訪問件数588件うち新生児訪問19人件訪問率91.7% R5 訪問件数436件うち新生児訪問10県訪問率91.4% 【乳幼児家庭訪問】養育支援ネットからのハイリスク妊婦・産婦・乳児・新生児・未熟児・乳児・乳幼児健康診査受診において経過観察が必要な児頭のフォローのため、保健師が訪問を実施している。 【未熟児養育医療認定者数】 H30 22人 R5 17人 【あいあいるーむ】育児相談:R1 26人 R5 61人	コロナ禍で健診の実施体制を見直しながら、効果的な健康相談・保健指導の在り方を検討した。個別に丁寧に相談対応し、育児不安軽減に務めた。今後も相談事業の在り方について検討していく。訪問・面接・電話相談を通して、育児不安の軽減のために支援している体制を維持する。	B
			保健安全・特別支援課教育課	3歳児親子ひろばは、親子で楽しめるプログラムを工夫し、市内5園で年間延べ191回、837組の親子が利用した。また、園庭開放では、在園児が5園で延べ412回7062人が、未就園児は延べ185回875人が利用した。また、未就園児との交流会も108回283組が参加した。地域の子どもたちが園庭で安心して遊べたり、気軽に子育ての相談をしたりする場となり、親同士が仲良くなり子育ての情報交換ができる場となった。今後も引き続き、未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。	未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。	B
			ほいく課	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、令和4年度の園庭開放、体験保育は中止とした。認定こども園・保育所では、各施設のホームページや「芦屋市立認定こども園・保育所ってどんなところ？」のページを更新し、子育て情報の提供を引き続き行っている。	市立認定こども園・保育所では、ホームページで各施設の紹介や「芦屋市立認定こども園・保育所ってどんなところ？」のページ、子育てアプリ「わくわく子育て」のページを随時更新し、子育て情報の提供を行っている。令和5年度末よりSNSを活用を開始し、教育・保育内容について発信することで、身近な施設として、地域の子育て世帯に育児相談や子育て支援を行っている。今後も、教育・保育内容や子育て情報を幅広い世帯に情報提供を行っていく。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅰ 親と子の健康づくりの推進

推進分野(2) 健やかな成長を見守り育む保健対策の推進

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
			上宮川文化センター(児童センター)	・グッピークラブ(広場からクラブへ名称変更) 令和5年度までに親子4924人参加。親子のふれあい及び子育て交流の場として、前半は自由に遊び、後半に手遊び・ふれあい歌遊び、絵本の読み聞かせをおこなっており、毎回多数の参加がある。教室の中では、保護者同士の交流をはじめ、子育てについての相談を随時実施している。また、幼児の食事と生活リズムをテーマにした講座や卒乳・断乳についての講座を実施し、保護者同士が意見交換できる場への参加を促した。	児童センター事業に参加している保護者からは、教室の中で子育てに関する各種相談があり、随時対応をしている。また、「子育て生活ミニ講座」や「みんなで考える子育て講座」を実施し、子どもの健康、食育、生活リズム等をテーマに、子育て支援事業を充実している。	B
			市立芦屋病院	実人数 2名 2件	計画期間内の大半が新型コロナウイルス感染症の影響を受けることとなった。病院内が実施する事業であるため、今後も同じ状況が発生するものと予想される。	B
			図書館	毎月1～2回、4カ月健診時に、親子1組に対して図書館司書がマンツーマンで絵本の読み聞かせを実施している。(令和4年度実績:全18回、計198組)。健診の最後に行っているため、保護者の方のご都合で健診受診者全員には行えていないが、必ず全員に積極的にお声かけを行い、絵本の読み聞かせを聞いていただく機会を設けていきたい。	4か月検診時に実施しているブックスタートは、コロナ禍では、読み聞かせを止め、「であってみたいこんな本」の冊子と図書館利用案内の配布を行い、コロナ禍後に読み聞かせを再開しました。再開後、令和4年度198組・令和5年度178組の親子への読み聞かせを実施することができました。ブックスタートを通じて楽しく本に触れてもらうきっかけを作ること、現在、図書館で実施している就学前の子どもを対象にしたイベント(えほんの会・ちいちゃんこもおはなしの会)などへの参加につながり、子どもの感受性やコミュニケーション能力を育てていくことの支援になりました。今後も本や図書館を知っていただくために、4か月検診時に実施しているブックスタートでさらにお声かけを増やしていきます。	B
5	○ 児童の虐待を防止する取組を推進します。	家庭児童相談室 芦屋市要保護児童対策地域協議会	こども家庭・保健センター	西宮子ども家庭センター(児童相談所)と連携を図り、要保護児童対策地域協議会の調整担当機能を活用して、関係機関との協働により児童虐待防止に取り組む	西宮こども家庭センターのみならず多様な機関と連携を図り、要保護児童対策地域協議会の調整担当機能を活用し、関係機関との協働により児童虐待防止に取り組んだ。	A
6	○ 小児救急医療*の充実に努めます。	芦屋市休日応急診療所 在宅当番医制 小児救急対応病院群輪番制 小児一次救急 休日応急歯科診療	こども家庭・保健センター	芦屋市休日応急診療所、在宅当番医制、小児救急対応病院輪番制、小児一次救急、休日応急歯科診療に加え、平成31年度からは救急安心センター(＃7119)事業を開始するなど、小児救急医療の確保・充実に取り組んだ。	小児救急医療の確保に努めるとともに、周知啓発も行った。今後も引き続き、小児救急医療の確保・充実に努める。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進
推進分野(1) 運動習慣の確立と実践

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ ライフステージにあわせた効果的な運動や身体活動の普及啓発を行います。	エンジョイスports教室(市民啓発事業) スポーツリーダー認定講習会 げんき度健診 ヘルスアップ事業	スポーツ推進課	●エンジョイスports教室 ファミリースポーツのつどい 10月:52人・3月:252人 親子で一緒にスポーツができる機会ということで人気が高いイベントとなっているが、親世代のその後のスポーツの継続につなげていくことが課題である。 ●スポーツリーダー認定講習会 令和3年度(延期分):22人・令和4年度:164人 毎年一定数の参加があり新たなリーダーを認定しているが、認定後のリーダーの活用方法に課題がある。	概ね達成することができているが、働き盛り世代のスポーツ実施率の向上やスポーツリーダーの活用について、改善する必要がある。	B
			こども家庭・保健センター	ヘルスアップ事業としてウォーキングマップの作成および健康ポイントを実施。健康ポイントでは年々参加者が増えており、参加した市民の運動および身体活動は事業参加により、増加している方が多い。	ウォーキングマップVol.2の作成と健康ポイントでの普及啓発がうまく運動した。また、健康ポイントを通じて運動に取り組む市民を増やせた。今後も継続して運動・身体活動の普及啓発の仕組みを継続したい。	A
2	○ 身体活動・運動を実施する重要性を周知します。	特定保健指導 個別健康教育	保険課	特定保健指導:R5年度法定報告値 保健指導完了率 12.4% 健康チャレンジ教室へ参加してもらえるよう事業実施の案内・啓発物を工夫し、医療機関や人間ドック実施医療機関への協力依頼を行った。	保健指導実施率は目標値に到達せず、また最終年度の実施率の実績は前年比3.6%減となった。	C
			こども家庭・保健センター	集団健診会場でのチラシや健康づくりハンドブックによる啓発を行っている。 コロナ禍による影響は大きかったが、来所型教室と電話指導を組み合わせて一定運動の重要性を周知できたと考える。	特定保健指導および個別健康教育の事業の中だけでなく、特定健診当日にも運動の必要性を今後も啓発していく必要がある。	B
3	○ 地域での運動の取組を把握し、地域活動の支援を行います。	ウォーキングの普及・啓発	こども家庭・保健センター	ヘルスアップ事業の一つとして、ウォーキングの普及啓発を目的としてウォーキングマップVol.1(令和1年度作成)、ウォーキングマップVol.2(令和3年度作成)を作成し、各々全戸配布した。 また健康ポイントでのポイント付与項目としてウォーキングマップを利用して歩く仕組みを作ったことで普及啓発できた。	ウォーキングマップVol.2の作成と健康ポイントでの普及啓発がうまく運動した。また、健康ポイントを通じて運動に取り組む市民を増やせた。今後も継続してウォーキングの普及啓発の仕組みを継続したい。	A
			スポーツ推進課	スポーツ推進課窓口において市内のウォーキングマップを配架し、情報提供を行っている。	スポーツ推進課窓口での配架に加え、スポーツ推進課のホームページにおいてウォーキングマップと六甲山のハイキングマップを紹介している。	A
4	○ 運動しやすい環境や運動機会の充実を図ります。	新体力テスト測定会 ニュースポーツ・レクリエーション啓発事業	スポーツ推進課	公式ワナゲ市民大会毎年1回開催し、児童から高齢者まで幅広く参加してもらっている。	公式ワナゲ市民大会に加え、市民クロリティ大会やモルックの出前講座などのニュースポーツ・レクリエーションスポーツの啓発に力を入れている。	A
5	○ フレイル予防について、周知・啓発します。	さわやか教室 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	保険課	【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレーションアプローチとして、医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士)が通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施した。また、通いの場における支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談等の必要な支援を行った。	庁内関係部署及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を実施することができた。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進

推進分野(1) 運動習慣の確立と実践

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
			こども家庭・保健センター	【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。 そのうち、こども家庭・保健センターでは、ハイレスクアプローチとして、生活習慣病及び糖尿病性腎症重症化予防事業を実施した。 令和5年度実績 事業実施者 81名 【その他】 後期高齢者医療健康診査の受診券発送用封筒にフレイルの情報を掲載し、周知啓発を行っている。	高齢者自らが生活習慣病及び糖尿病性腎症の重症化を予防できるよう、受診勧奨及び保健指導を行うとともに、フレイル予防についての周知啓発ができた。今後も継続して事業を実施していく。	A
			高齢介護課	【さわやか教室】 継続して、65歳以上の高齢者を対象に介護予防事業を行っている。 年間3回程度、日々の食事・栄養面から、管理栄養士により、フレイル、骨粗鬆症、高血圧、高血糖等の予防に関する講話を行っている。また年間3回程度、歯科衛生士により、口腔ケアや誤嚥性肺炎予防等の口のフレイル予防に関する講話を行っている。 トレーナー派遣事業やリリーター養成講座により、地域介護予防活動を支援している。 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレーションアプローチとして、医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士)が通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施した。また、通いの場における支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談等の必要な支援を行った。令和5年度は公共施設にて、予約不要の立寄り形式でフレイル予防講座を実施した。	高齢者自らが継続的に介護予防に取り組みよう、健康状態やフレイル予防への関心を高めることができた。 今後もより多くの市民の方にフレイル予防の周知を行い意識の定着に向けて、継続した事業の実施や周知啓発を行っていく。	A
			地域福祉課	【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレーションアプローチについて、地域支え合い推進員と連携し、通いの場への情報提供等を行った。	ポピュレーションアプローチの周知啓発として、通いの場づくり事業補助金利用団体や地域支え合い推進員の関わりのある通いの場等への情報提供等を行い、一部訪問につなげた。引き続き、事業促進のため、周知啓発等を行っていく。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進

推進分野(2) 禁煙と適正飲酒の推進

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 喫煙・受動喫煙＊・アルコールが身体に及ぼす影響について啓発します。	健診時における啓発 アルコール依存等に関する相談・支援	芦屋健康福祉事務所	アルコール:こころのケア相談での月1回の相談、電話、面接、訪問等随時受け付けている たばこ:毎年5.31～6.6「世界禁煙デー」「禁煙週間」等の普及啓発(兵庫県警察学校、市内大学・高校・専門学校、県事務所等) 受動喫煙防止普及啓発活動(各種事業・研修会等にて) 「あしや保健福祉フェア」にて参加者に対してリーフレットを配布。		
			こども家庭・保健センター	【健診時における啓発】 ・集団健診及び健康チェックの際に配布している健康づくりハンドブックに喫煙及びアルコールの身体への影響についてを記載し、周知啓発を行っている。 【健康手帳の配布による啓発】 ・対象年齢の方にかん検診クーポン、歯科健診受診券を送付する際に同封している健康手帳には、喫煙及びアルコールの身体への影響について掲載されており、周知啓発を行っている。 【ポスター掲示による啓発】 施設内に受動喫煙防止のポスターを掲示し、周知啓発に努めた。		A
2	○ 妊婦やこどものいる家庭の禁煙対策をすすめます。	受動喫煙に関する啓発活動	芦屋健康福祉事務所	「あしや保健福祉フェア」で参加者に対し妊婦やこどもの受動喫煙の害に関するリーフレット配布。また、健康づくり推進員に対してCOPDやたばこの健康被害についての研修の実施及びリーフレットを配布。		
			こども家庭・保健センター	母子健康手帳交付時に喫煙をしている妊婦への働きかけを実施。また、SIDS予防に禁煙が効果的であることを赤ちゃん訪問時にリーフレットを配付し周知。 ただし妊娠届出のアンケートや乳幼児健診の間診項目で「たばこを吸っていない家庭」が0になっていない。		B
3	○ 禁煙したい人がやめられるように支援します。	禁煙支援プログラムによる個別健康教育	こども家庭・保健センター	・施設内や集団健診会場にポスターや教室の案内を掲示。 ・健康づくりハンドブックを集団健診者に配布し、禁煙の必要性の周知啓発を行っている。 ・個別健康教育の参加者のうち、喫煙者の方に教室の勧奨や保健指導の中で禁煙指導を併せて実施することで支援する人を増やしていきたい思いがあるが、5年間での指導数は5名と少ない。	喫煙者のうち、禁煙を希望している方は少ないが、継続して支援する中で禁煙への希望を引きだすアプローチが必要。	C
4	○ 妊婦やこどものいる家庭の禁煙対策をすすめます。	喫煙マナーの啓発	環境課	・喫煙マナーの周知・啓発については、広報誌やケーブルTV等の媒体を通じたものや、マナー指導員による現地巡回等により継続して実施してきた。 ・これにより、喫煙禁止区域内での過料処分件数は、計画期間中に、約4割程度まで減少している。	一定の効果がみられたものの、周知・啓発を継続実施することにより、喫煙マナーの維持・向上を図っていく。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進
推進分野(3) こころの健康

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 健康づくりのための睡眠を周知・啓発します。	こころの体温計	こども家庭・保健センター	平成30年度実績 ・アクセス数 23,641人／年 ・チラシの配布 13,800枚 ・自殺予防対策啓発グッズ(うちわ・入浴剤)の配布 2,000個 令和5年度実績 ・アクセス数 21,769人／年 5月・8月頃に増加傾向にある。 ・チラシの配布 15,000枚 ・自殺予防対策啓発グッズ(うちわ・入浴剤)の配布 1,600個 市の事業や窓口、乳幼児健康診査受診者、児童及び保護者、小学校・中学校の生徒及び保護者、地域住民に対し、こころの体温計・市内の心の健康に関する相談機関の普及啓発のためのチラシを配布した。	こころの体温計のアクセス数の増加時期に合わせて周知啓発を図ることができた。また、関係機関と連携し、周知啓発を行うことが出来た。	A
2	○ メンタルヘルスに関する知識や相談先を周知します。	こころのケア相談 訪問指導	芦屋健康福祉事務所	こころのケア相談:健康福祉事務所の定例相談として毎月広報へ掲載、年度当初に関係機関にこころのケア相談の相談日を案内、それ以外では電話相談等で専門医の相談の必要時には相談者に案内している (精神的な疾患のある人が大半のため、メンタルヘルスとは意味合いが異なる)		
			こども家庭・保健センター	平成30年度 保健センター訪問 624件(うち精神保健福祉に関するもの15件) 令和5年度 保健センター訪問 498件(うち精神保健福祉に関するもの34件) 新型コロナウイルス感染症の影響によるものか、減少している。	今後も母子保健のケース中心ではあるが、メンタルヘルスに関する相談も含めた支援を継続して行っていく必要がある。	B
3	○ 保健事業においてこころの不調にも気を配り支援します。	健診時における啓発(再掲)	こども家庭・保健センター	平成30年度実績 健康づくりハンドブックの配布 配布人数: 2,835人 (特定2,415人+チェック420人) 令和5年度実績 健康づくりハンドブックの配布 配布人数: 2,260人 (特定1,911人+チェック349人) 【健診時における啓発】 ・集団健診及び健康チェックの際に配布している健康づくりハンドブックにこころの健康についての内容を記載し、周知啓発を行っている。 【ポスター掲示による啓発】 施設内にこころの健康についてのポスターを掲示し、周知啓発に努めた。	こころの健康について、こども家庭・保健センターの様々な検診機会を通じて普及・啓発に取り組むことができていると考えられる。今後も継続して、実施していく必要がある。	B
4	○ メンタルヘルスに関する相談は関係機関等と連携し対応します。	面接相談 電話相談	芦屋健康福祉事務所	R4 面接相談 59件 電話相談 298件 訪問 144件 R5 面接相談 73件 電話相談 911件 訪問 197件 ※他機関から紹介されての相談や他機関からの相談等だけではなく市民からの相談を含む。(精神的な疾患のある人が大半のため、メンタルヘルスに関する相談とは意味合いが異なる)		
			こども家庭・保健センター	平成30年度実績 保健センター面接:1142件(うち精神保健福祉に関するもの3件) 保健センター電話:683件(うち精神保健福祉に関するもの39件) 令和5年度実績 保健センター面接:300件(うち精神保健福祉に関するもの29件) 保健センター電話:1772件(うち精神保健福祉に関するもの89件)	直接こども家庭・保健センターに入った相談や、他課での相談からつながった場合、保健師・看護師が相談対応に応じている。また、他課でもメンタルヘルスの相談に応じやすいように「相談対応のポイント」を記載したリーフレットを庁内で配布している。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進
推進分野(3) こころの健康

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
5	○ 誰も自殺に追い込まれることのない芦屋を目指します。	自殺対策における庁内連絡会議	水道業務課	社会的に問題を抱えている方々の支援を横断的に共有できる場を今後も維持していく。	庁内連絡会議に参加し各課の取組情報を得ながら、連携先の把握を行った。また、社会的に問題を抱えている方々の水道料金の納付について、福祉部関係各課と連携を取りながら丁寧な対応を行った。	A
			青少年育成課 青少年愛護センター	登録された児童と接する先生から、児童と保護者の状況で気になる点が少しでもあれば、情報共有しており、庁内連絡会議で共有するようにしている。庁内連絡会議に参加し、情報共有を行った。	登録された児童と接する先生から、報告があった時に、関係機関と情報を共有する体制づくりができた。【青少年育成課】相談業務に関して自殺に関わるようなものがないが、何か起こりそうなどときには関係課と連携して取り組めるようにしていく。【青少年愛護センター】	A
			地域福祉課 地域共生推進担当 福祉センター施設担当	庁内連携会議に参加し、自殺者の状況や自殺予防対策事業の情報共有を行い、自殺予防対策の連携強化に取り組んだ。 また、総合相談窓口において、令和4年度時点で自殺に関する直接的な相談はなかったが、経済的困窮やうつ傾向などを含む自殺の要因ともなる複合的な相談を受けることから、相談内容の丁寧な聞き取り、アセスメントに取り組んでいる。	総合相談窓口において、自殺に関する直接的な相談は少ないが、経済的困窮やうつ傾向などを含む自殺の要因ともなる複合的な相談を受けることから、今後も継続して相談内容の丁寧な聞き取り、アセスメントに取り組んでいく。	A
			高齢介護課	自殺対策における庁内および芦屋健康福祉事務所の管内の連絡会に参加し、情報共有および課題の共有等を実施した。 虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行った。	情報共有や課題の共有を行うことができ、示達対策に関する共通認識を持つことができた。 今後、課題に基づく連携した取組の検討等が必要。	B
			こども政策課	自殺対策における庁内連絡会議に参加し、庁内の連携を図った。	毎年度、庁内連絡会議に参加し、相談等がある場合には、関係課と連携できる体制を整えることができた。	A
			生活援護課	庁内連絡会議に参加し、他課の取組をはじめ自殺対策の現況を共有しあうことによって、改めて相談窓口での対応や被保護者との対話の大切さを確認することができた。	庁内連絡会議は自殺対策について考えるきっかけとなり、同時に他課の相談窓口状況も知ることができ貴重な機会でも有意義である。 今後も連絡会への参加を通し、内容を課全体に共有することで、職員との窓口相談スキルの向上にも繋げていきたい。	B
			市立芦屋病院	診療、医療相談、退院支援等によりセーフティネットの役割を果たしている。	診療、医療相談、退院支援等によりセーフティネットの役割を果たしている。	A
			人権・男女共生課	自殺予防対策連絡会議に出席し、現状報告、課題を共有した。	自殺予防対策連絡会議の出席者が、課内で研修内容の報告と課題共有を行い、自殺リスクを抱える人を適切な支援機関へつなぐことができるよう、相談先の再確認を行った。	A
			建築住宅課	芦屋市自殺予防対策庁内連絡会議に出席した。	自殺予防対策庁内連絡会議に出席し、情報を共有し、日常業務においても自殺予防の視点を持って取り組んでいくことを確認した。	A
			債権管理課	自殺対策における庁内連絡会議に参加し、課題を共有した。	行政内の様々な立場における取組を知ることは意義がある。 課題としては、それを組織として共有、定着させること。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進
推進分野(3) こころの健康

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
			地域経済振興課	【消費生活】 消費生活センターへの相談者で精神的に追い込まれていると相談員が判断した場合は、本人の了承を得て、福祉関係の部署や男女共同参画センターの女性の悩み面接相談、兵庫県立男女共同参画センターのご案内をしています。 【労働相談】 労働時間や解雇、年金など、労働問題全般にわたる労使間のトラブルや悩みに対して、意見や適切なアドバイスを提供するため、社会保険労務士による労働相談日を開設している。	【消費生活】 消費生活センターへの相談者で精神的に追い込まれていると相談員が判断した場合は、本人の了承を得て、福祉関係の部署や男女共同参画センターの女性の悩み面接相談、兵庫県立男女共同参画センターのご案内をし、相談者の方が少しでも心の負担を軽減することができるよう努めている。 【労働相談】 予約時や相談時に、労働相談を超えた悩みがある可能性がある判断した場合は、社会保険労務士と連携して別の相談窓口も案内するよう努めている。	A
			障がい福祉課	関係機関と連携し、自ら命を絶つ危険がある方の情報を共有した。	自殺対策庁内連絡会議に課長が出席し、情報共有を行った。今後も、窓口での丁寧な対応と、関係機関との連携を行う。	B
			学校支援課 青少年育成課 青少年愛護センター	自殺につながるような緊急時には関係課と情報を共有する体制づくりを行っている。	相談体制の充実を心掛け、また相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	A
			消防本部救急課	事案が起こった後に出勤することが多く、年間20件程度である(市外の方含む)。119番通報を受けた際に自殺を仄めかす方もいるので、必要に応じ、傾聴・いのちの電話の紹介を行っている。	現場においては警察・他関係機関等と連携し、通報時においても適切な対応が実施できている。	A
			こども家庭・保健センター	平成30年度実績 庁内連絡会:12名参加 庁内研修会:30名参加 令和5年度実績 庁内連絡会:18名参加 庁内研修会:39名参加 庁内連絡会は、令和5年度は対面で実施し、自殺者の状況や、自殺予防対策事業についての情報共有を行った。 庁内研修会は、令和4年度より増加。参加者アンケートでは「とてもよかった」「よかった」と回答している方が大半であり、参加者においては、学びの多い研修会であったと考えられる。	庁内連絡会については、新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせた形で適宜、実施し、庁内の連携を深めることができた。 庁内研修会については、新型コロナウイルス感染症の流行後、自殺者が増加したこともあり、職員の関心が高まったことから参加者が増加した。また、参加者の満足度は例年高く、今後も同内容で継続して実施し、庁内のゲートキーパーを増やすことで、芦屋市の自殺対策を推進していく。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進
推進分野(4) 歯及び口腔の健康づくり

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 健(検)診の機会を拡充します。	歯の無料相談と健診 妊婦歯科健康診査(再掲) 40歳・50歳・60歳の歯科健診(節 目健診)	こども家庭・保健センター	・歯の無料相談と健診では、かかりつけ歯科を持た ない方への健診機会の提供ができた。 ・妊婦歯科健康診査や節目健診では、無料受診券の 交付により健診受診のきっかけを行っている。 また、令和4年度より40歳・50歳の節目健診に60 歳を追加することで、健診機会を拡充することがで きた。 ただし、健診受診者の40～45%が定期的に歯科 医療機関への受診をしている層であり、その他の歯 科未受診者層への動機づけについても引き続き周 知啓発をしていく必要がある。	平成29年度から開始した40歳の 節目健診に、令和元年度から50 歳、令和4年度から60歳を追加 し、検診健診機会を拡充すること ができた。 歯の無料相談と健診、妊婦歯科健 診、節目健診ともに受診者が減少 している現状もあるため、引き続 き周知啓発に努め、受診率を向上 する取り組みを行う。	A
2	○ 健(検)診受診後のフ ォロー体制を確立します。	妊婦歯科健康診査(再掲) 40歳・50歳・60歳の歯科健診(節 目健診) 障がい者(児)歯科診療	こども家庭・保健センター	妊婦歯科健康診査、節目健診については、健診で異 常があった場合、保険診療に切替え、歯科診療が行 える体制を整備している。 障がい者(児)歯科診療については、歯科センターで 診療や口腔ケアについての指導を行っている。	引き続き、市内の歯科保健体制の 確保に努める。	A
3	○ 各年代に合わせた口腔 ケアを啓発します。	いい歯の日 歯と口の健康週間 さわやか教室(再掲) 高齢者の保健事業と介護予防等の 一体的実施事業(再掲)	高齢介護課 保険課	【さわやか教室】 年3回程度、歯科衛生士により、口腔ケアや誤嚥性 肺炎予防等の口のフレイル予防に関する講話を行っ ている。 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より 当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安 心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保 険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健セ ンター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者 への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレー ションアプローチとして、医療専門職(保健師、管理 栄養士、歯科衛生士、理学療法士)が通いの場等に 出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談 を実施した。また、通いの場における支援の必要な 高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括 支援センターへの相談等の必要な支援を行った。令 和5年度は公共施設にて、予約不要の立寄り形式で フレイル予防講座を実施した。	高齢者自らが継続的に介護予防に 取り組むよう、健康状態やフレイル 予防への関心を高めることができ た。 今後より多くの市民の方にフレ イル予防の周知を行い意識の定着 に向けて、継続した事業の実施や 周知啓発を行っていく。	A
			こども家庭・保健センター	・歯と口の健康週間、いい歯の日に合わせて、無料 健診・相談や広報活動を行っている。 ・【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より 当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安 心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保 険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健セ ンター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者 への一体的な支援を開始した。 そのうち、こども家庭・保健センターでは、ハイリス クアプローチとして、生活習慣病及び糖尿病性腎症重 症化予防事業を実施した。対象者には受診勧奨とあ わせて、3食きちんと食事が摂れるように口腔ケア についての周知啓発を行っている。 令和5年度実績 事業実施者 81名	高齢者自らが生活習慣病及び糖尿 病性腎症の重症化を予防できるよ う、受診勧奨及び保健指導を行う とともに、口腔ケアの必要性につ いても啓発することができた。今 後も継続して事業を実施していく。	A
			地域福祉課	【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より 当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安 心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保 険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健セ ンター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者 への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレー ションアプローチについて、地域支援合い推進員と 連携し、通いの場への情報提供等を行った。	ポピュレーションアプローチの周知 啓発として、通いの場づくり事業補 助金利用団体や地域支援合い推進 員の関わりのある通いの場等への 情報提供等を行い、一部訪問につ ながった。引き続き、事業促進のた め、周知啓発等を行っていく。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進

推進分野(4) 歯及び口腔の健康づくり

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
4	○ 歯周病と生活習慣病*との関連について周知・啓発を行います。	妊婦歯科健康診査(再掲) 40歳・50歳・60歳の歯科健診(節目健診)(再掲) 歯の無料相談と健診(再掲)	こども家庭・保健センター	健診の機会を通して、歯周病と生活習慣病との関連についての必要な指導や、周知啓発を行っている。	今後も健診の機会を通して、歯周病と生活習慣病との関連について周知啓発を行う。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅲ 主体的な健康管理の推進

推進分野(1) 生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組み

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 身体の状態をチェックできる機会を充実します。	健康チェック(3時間人間ドック) 人間ドック 人間ドック検査料助成 がん検診 骨粗しょう症検診	保険課	(国保)569人 …利用率としては94.8%で前年比4.2%増である。定員の余剰がないよう広報あしや以外の周知啓発も取り入れる必要がある。令和4年度については、下半期の啓発チラシを窓口に追加で設置し、令和5年度はFacebook記事掲載等、啓発に努めた。 (後期)ホームページや広報あしや等で周知啓発を行った結果、コロナ禍により令和2年度・3年度は一時的に申込者数が減少したものの、令和4年度以降は前年より大幅に増加し、計画最終年度である令和5年度は実施率が9割を超えるものとなった。	(国保) 9割以上の申込み・実施率を達成している。 (後期) 計画最終年度である令和5年度は9割以上の実施率を達成しており、保険加入者の疾病の予防、早期発見、早期治療を通じて健康の増進を図るという制度目的が十分に達成できたものと評価する。	A
			市立芦屋病院	【人間ドック】 疾病の予防、早期発見、早期治療を通じて健康の増進に役立つことを目的に人間ドックを実施しています。希望者には脳ドック検査等も実施しています。 令和5年度実績 ・人間ドック1,318人 ・脳ドック 251人	人間ドック件数は、計画期間中毎年増加し目標値を超えた。受診者の安心・安全を第一と考え、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだことや、多様な要望に対応できるように人間ドックのオプション検査を充実させたこと、アンケートにより業務改善を実施し満足度向上に努めたこと、広報あしや、ケーブルテレビ、広報誌HOPEplus等の広報媒体を利用し、受診勧奨したことが件数増加につながった主な要因である。	A
			こども家庭・保健センター	平成30年度各種がん検診受診者数 胃がん検診(胃部X線撮影) 1,211人 肺がん検診 9,757人 大腸がん検診 8,460人 子宮頸がん検診 2,306人 乳がん検診 1,348人 前立腺がん検診 2,160人 令和5年度各種がん検診受診者数 胃がん検診(胃部X線撮影) 984人 胃がん検診(内視鏡検査) 73人 肺がん検診 9,400人 大腸がん検診 7,655人 子宮頸がん検診 2,089人 乳がん検診 1,315人 前立腺がん検診 2,254人 ・がん検診は、減少傾向にある。 骨粗しょう症検診受診者数 平成30年度 227人 令和5年度 266人 ・骨粗しょう症検診受診者数は横ばい。 健康チェック受診者数 平成30年度 420人 令和5年度 349人 ・健康チェックの受診者数は横ばいである。	身体の状態をチェックできる機会を継続して提供することが出来ている。 また、新型コロナウイルス感染症の影響で受診率が減少しているがん検診も多く、今後も引き続き周知啓発を実施していく。	B
2	○ 適正体重＊が維持できるよう普及・啓発します。	特定健康診査 特定保健指導(再掲) 健康講座 後期高齢者医療健康診査	保険課	(国保)対象者数:14,525人、受診者数:5,861人、 受診率:40.4%(前年比±0) ・集団健診 受診者1,968人(定員2,600人)／定員に対し受診率は75.7%。 集団健診の実施率を向上させるため実施回数・場所の見直しが必要。 ・個別健診 受診者3,286人。前年比－220人(6.3%減) ・75歳到達に伴う国保加入者の大幅な減少はあるものの、受診率を維持できている。 ・後期高齢者への移行を見据え、個別医療機関における特定健診の受診率が向上するよう啓発活動の工夫は必要である。	特定健診受診率の目標実施率は6割程度であり、計画実施期間中概ね横ばいであった。 受診率は変動なしではあるものの、被保険者数がこの5年で約2,000人程度減少していることを考慮すると、市民の受診行動はある程度高いと評価できる。今後は、みなし健診を導入する等し、特定健診以外で健診を受診しているため、未受診となっている層を取り込む事業を展開していきたい。	B
			市立芦屋病院	当院の医療従事者が専門分野について市民対象に講義を行う公開講座を月1回、合計11回実施した。参加者は延べ500人となった。	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止、参加数制限を行っていたが、令和4年に元に戻し、毎月開催することができた。また、参加できなかった希望者に資料提供を行った。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅲ 主体的な健康管理の推進

推進分野(1) 生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組み

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
				【特定健康診査】 令和5年度実績 特定健康診査 692人	新型コロナウイルス感染症の影響により一時期減ったものの、参加数制限を行っていたが、令和4年度には計画初年度を超える数となった。健康フォーラム、公開講座、年4回発行するHOPE.PLUS、広報あしやの特集記事や隔月掲載のミニコラム、広報番組あしやトライあんぐる、当院ホームページ内の記事等を通じて、市民に医療や健康に関する情報を提供しており、さらに、年1回「あしや日曜健康診断」を実施し、平日に検診を受けられない方に、がん検診や特定検診の受診機会を提供するなど、検診の重要性を啓発した結果と考える。	A
			こども家庭・保健センター	・特定健診 平成30年度 対象者13,670人 受診者5,457人 令和5年度 対象者13,584人 受診者5,458人 国民健康保険加入者40歳～74歳までの方を対象にこども家庭・保健センター、市内個別実施医療機関で実施している。令和3年度にWEB予約を導入した。令和5年度より電話勧奨やみなし健診を実施している。受診率の推移は横ばい。 ・特定保健指導 平成30年度 対象者:568人指導人数:143人 令和5年度 対象者482人 指導人数79人 集団健診当日の保健指導にて腹囲が基準値以上の方にチラシを配布。教室参加者には減量の必要性やその方法を伝えている。 ・後期高齢者医療健康診査 平成30年度 対象者 12,546人 受診者 4,192人 令和5年度 対象者15,173人 受診者4,644人	継続して健診受診率及び特定保健指導実施率の向上のための周知啓発に努める。	C
3	○生活習慣病*の発症予防と重症化予防を継続します。	デリバリー健康講座 健康大学講座 健康相談 特定保健指導(再掲) 重症化予防事業 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	保険課	【重症化予防事業】 (国保加入者) R5年度未治療者支援事業受診勧奨者数 対象者:392人 医療機関受診率 (R7.3までに評価) R5年度糖尿病重症化予防事業対象者数 対象者:29人 医療機関受診率 対象者に通知を送るが、医療機関受診につながっていない。糖尿病性腎症重症化予防事業に関しては令和3年度より、レセプトにて治療中断をしていると考えられる方にも通知発送・保健指導を実施しているが、同じ人が中断者として名前が上がっている。また、レセプトだけでは医師の判断により経過観察となっているのか、自己の判断により中断しているか判断できない。 【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ハイリスクアプローチとして、生活習慣病等が重症化するリスクの高い高齢者に対して、医療専門職(保健師、看護師、管理栄養士)による医療機関への受診勧奨や、かかりつけ医と連携した保健指導を行った。	生活習慣病の重症化予防のため、周知啓発に努める。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅲ 主体的な健康管理の推進

推進分野(1) 生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組み

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
			高齢介護課	【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレーションアプローチとして、医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士)が通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施した。また、通いの場における支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談等の必要な支援を行った。令和5年度は公共施設にて、予約不要の立寄り形式でフレイル予防講座を実施した。	高齢者自らが継続的に介護予防に取り組むよう、健康状態やフレイル予防への関心を高めることができた。 今後もより多くの市民の方にフレイル予防の周知を行い意識の定着に向けて、継続した事業の実施や周知啓発を行っていく。	A
			市立芦屋病院	【後期高齢者医療健康診査】 令和5年度実績 受診者数 362人	新型コロナウイルス感染症の影響により一時期減ったものの、参加数制限を行っていたが、令和4年度には計画初年度を超える数となった。健康フォーラム、公開講座、年4回発行するHOPE、PLUS、広報あしやの特集記事や隔月掲載のミニコラム、広報番組あしやトライあんぐる、当院ホームページ内の記事等を通じて、市民に医療や健康に関する情報を提供しており、さらに、年1回「あしや日曜健康診断」を実施し、平日に検診を受けられない方に、がん検診や特定検診の受診機会を提供するなど、検診の重要性を啓発した結果と考える。	A
			こども家庭・保健センター	【特定保健指導】 【重症化予防事業】 【健康相談】 健診結果の説明と、それに応じた生活習慣の改善について個別に指導を行っている。 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。 そのうち、こども家庭・保健センターでは、ハイリスクアプローチとして、生活習慣病及び糖尿病性腎症重症化予防事業を実施した。 令和5年度実績 事業実施者 81名	高齢者自らが生活習慣病及び糖尿病性腎症の重症化を予防できるよう、受診勧奨及び保健指導を行うことができた。今後も継続して事業を実施していく。	A
4	○ 健診やがん検診受診後のフォロー体制を充実します。	健康相談(再掲)	こども家庭・保健センター	健診の結果説明会として利用勧奨を行い、結果説明や生活習慣の改善や受診を要する利用者に対して必要な指導、受診勧奨を行っている。 また、保健師の相談のみならず、医師相談や栄養相談も実施し、健診後のフォロー体制を整えている。	今後も各種相談を実施し、健診やがん検診受診後のフォロー体制を充実していく。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進

推進分野(1) 健康を維持する食習慣の確立と実践

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	〇ライフステージに応じた健康的な食生活を実践するための知識の普及啓発を図ります。	妊産期の食育推進事業 マタニティ食事診断 乳幼児健診時の食育指導 もぐもぐ離乳食教室 幼児の食事とおやつの教室 おやこ栄養相談 離乳食後期(後期・オンライン教室) Goodバランスアップ教室 ヘルスアップ事業「健康ポイント事業」(再掲) 栽培保育・クッキング保育 給食の展示・試食会 給食だよりの発行 保育所訪問による栄養指導 学校給食の充実	ほいく課	市立認定こども園・保育所において、保護者へ給食について、実物や写真の展示を実施した。 食についての知識の普及のため、毎月給食だよりを発行するとともに、ホームページで献立情報を掲載するなど、情報提供を実施した。 市立認定こども園・保育所において、正しい箸の使い方やマナーを伝えるため着指導、栄養バランスの良い食事を伝えるため『3色食品群』についての食育、日本の郷土料理である和食への理解を深めるため和食の日に『だし』についての食育を実施した。 市立認定こども園・保育所において、季節に応じた野菜を栽培し、収穫した物でクラス単位のミニクッキングを行ったり、給食室に届け、その日の給食に提供してもらったりすることで、楽しく食べる活動を取り入れている。 離乳食についての知識を深めるため、こども家庭・保健センターが市民向けに開催している『もぐもぐ離乳食教室』に調理従事者が参加し、得た知識を施設内で情報共有した。 今後も幅広いテーマでの調理従事者研修を行い、市立認定こども園・保育所での給食の質の向上に努める必要がある。	安心・安全な給食を提供し、さらに教育・保育活動の一環として、さまざまな食育活動に取り組んできた。食に関するさまざまな体験をすることで、子どもの食に対する興味・関心を深め、学びに繋がっている。また、食育活動を施設内や市役所展示スペース等を利用し、展示等を行い周知することで、保護者や幅広い市民への啓発に努めている。今後も食育活動に積極的に取り組んで行く。	A
			保健安全・特別支援教育課	・学校給食衛生管理基準に沿って安全安心な学校給食の提供に努めているが、コロナ禍ではこれまで以上に衛生管理の徹底を図ってきた。給食室の調理や教室内の配膳時等における感染対策に取り組み、コロナ禍における望ましい食習慣の確立に努めてきた。 ・感染拡大防止のために控えてきた試食会も新型コロナウイルスの発生状況をみながら少しずつ実施している。 ・各校では、毎月給食だよりを発行し、予定献立、望ましい食習慣、食育の取組等を紹介している。	コロナ禍では特に気を使いながらの対応であったが、学校給食衛生管理基準に沿って安全安心な学校給食の提供に努めた。 新型コロナウイルスが第5類に移行した後、徐々に保護者向けの試食会、新1年生の体験給食等実施し、健全な食生活の推進に努めている。 各校では、毎月給食だよりを発行し、予定献立、望ましい食習慣、食育の取組等を紹介した。	A
			こども家庭・保健センター	・各ライフステージに応じた知識の普及啓発および体験の場を提供できている。 ・コロナ禍(令和2～4年度)においても、オンライン教室の導入、郵送での情報提供等社会情勢にあった普及啓発を行った。 一部課題としてオンラインの講話のみの教室では、毎回参加者が対面に対し少なくニーズの少なさも感じた。 ・乳幼児向けの食育講座については、従来の集団教室型の市民ニーズは半数以下であること、また食に関する情報はインターネット等WEBからの情報収集が主であることがわかった。(計画策定時のアンケートより) ・集団ではおおむね県・国と比較し知識も一定は普及している現状(乳幼児健診問診票より)があることから、ポピュレーションアプローチは実施できたと考える。 ・前回計画策定時と比較し、集団教室への参加者数は減っているが、個別相談事業の参加者数は変わらないことから、個別対応のニーズが一定あると思われる。	教室や個別相談以外にも来所された市民の方にはあらゆる機会を通じて健康的な食生活についての情報を今後も継続したい。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進

推進分野(1) 健康を維持する食習慣の確立と実践

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
2	○ 適正体重＊を維持するための食習慣について周知啓発を行います。	妊娠期の食育推進事業(再掲) Goodバランスアップ教室(再掲) 食育指導計画の作成 学校給食の充実(再掲) 給食だよりの発行(再掲) 栄養相談 生活習慣みなおし教室 個別健康教育(再掲) 特定保健指導(再掲) デリバリー健康講座(再掲)	保健安全・特別支援教育課	・各校で食育推進計画を作成し、計画に沿って食育推進に取り組んでいる。 ・安全安心栄養バランスのとれた給食の提供に努める。 ・各校で給食だよりを発行し、予定献立の他、望ましい食習慣・食育の取組等、家庭への情報発信に努める。	各校で給食だより、食育だよりを発行し、食への関心を高めるための習慣づくり、望ましい食習慣等の啓発に努めた。	B
			こども家庭・保健センター	・Goodバランスアップ教室では、適正体重を維持することの意義や食事の目安量や食事バランスの知識普及を行った。 ・特定健診集団健診会場での健康づくりハンドブックの配布による健康を維持する食習慣の周知啓発の実施。 ・特定保健指導・個別健康教育での食習慣指導の実施。 ・市民が来所する機会や出前講座等市民が集まる機会をとうえての適正体重を維持する食習慣についての周知啓発を実施。	5年間でコロナ禍の影響も大きいですが、集団指導のニーズは減り、個別ニーズに対応が増えた実績がある。市民の来所機会にあわせて適正体重を維持する食習慣について啓発できた。	B
3	○ 減塩に意識した食事バランスについて周知啓発を行います。	Goodバランスアップ教室(再掲) 幼児の食事とおやつ教室(再掲) あしや保健福祉フェア(再掲)	こども家庭・保健センター	・コロナ禍(令和2～3年度)においては、講話を通して、減塩や食事バランスの必要性、具体策などの周知啓発を行った。令和4年度以降、調理実習や試食体験を再開し、減塩と食事バランスの普及啓発を行った。 ・講話、展示、試食を通じて減塩および食事バランスについて啓発を行った。 ・保健福祉フェアでコロナ禍以降試食不可となったがゲームなどの体験型で減塩について普及啓発を行った。	・減塩については媒体を通じての啓発はもちろん、試食を通じてが体感できる機会を提供しているが、年々来所人数は減っている。今後は来所型以外での減塩の啓発も必要と考える。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進

推進分野(1) 健康を維持する食習慣の確立と実践

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
4	○ 栄養面からのフレイル予防について普及啓発を図ります。	さわやか教室(再掲) 食の自立支援事業 高齢者の保健事業と介護予防等の 一体的実施事業(再掲) デリバリー健康講座(再掲)	保険課	【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレーションアプローチとして、医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士)が通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施した。また、通いの場における支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談等の必要な支援を行った。	庁内関係部署及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を実施することができた。	A
			高齢介護課	【さわやか教室】 日々の食事・栄養面から、管理栄養士により、フレイル、骨粗鬆症、高血圧、高血糖等の予防に関する講話を行った。 【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。そのうち、ポピュレーションアプローチとして、医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士)が通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施した。また、通いの場における支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談等の必要な支援を行った。令和5年度は公共施設にて、予約不要の立寄り形式でフレイル予防講座を実施した。	高齢者自らが継続的に介護予防に取り組むよう、健康状態やフレイル予防への関心を高めることができた。 今後より多くの市民の方にフレイル予防の周知を行い意識の定着に向けて、継続した事業の実施や周知啓発を行っていく。	A
			こども家庭・保健センター	【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】 令和3年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センター及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を開始した。 そのうち、こども家庭・保健センターでは、ハイリスクアプローチとして、生活習慣病及び糖尿病性腎症重症化予防事業を実施した。 令和5年度実績 事業実施者 81名	庁内関係部署及び地域の関係団体との連携のもと、高齢者への一体的な支援を実施することができた。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進

推進分野(2) 食の安心安全への取り組み

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 食品の安全、食品の表示に関する知識の普及啓発を行います。	食中毒予防啓発 幼児の食事とおやつの教室(再掲) Goodバランスアップ教室(再掲)	ほいく課	市立認定こども園・保育所において、給食だよりを通して、保護者に情報提供を行い、食中毒予防に取り組んだ。調理従事者においては、衛生管理及び食中毒予防を図るため、年に1回程度研修を実施した。	給食だよりを通じて食中毒防止を継続的に取り組んだ。また、調理従事者においても衛生管理及び食中毒予防を図るため、研修を実施し、安全・安心な給食を提供できるようにした。今後も取り組んでいく。	A
			保健安全・特別支援教育課	学校給食衛生管理基準に沿って、衛生管理の徹底を図る。	食品の安全に関する情報は速やかに関係者に情報共有を行い、調理に反映させると同時に、衛生意識の高揚、衛生管理の徹底を図った。	A
			こども家庭・保健センター	食育教室での食中毒予防の啓発や、4か月児健康診査での育児ブック配布、市HPでの周知啓発を行っている。またGOODバランスアップ教室の中では食品選択の際に塩分の表示についても啓発している。	食の安全や食品表示について乳幼児健診での育児BOOK配布や来所型教室での普及啓発を継続して行っていく。	B
2	○ 非常用食料等の備蓄について普及啓発を行います。	非常用食料等備蓄のための啓発	防災安全課	現状は、防災訓練、自主防災訓練等において、各家庭での備蓄を促すため非常食の試食や配布を行い啓発を行っている。今後の課題については、各家庭における啓発を、あらゆるツールやイベントを通じて広めていく必要がある。	防災訓練、自主防災訓練等において、各家庭での備蓄を促すため非常食の試食や配布を行い啓発を行った。 また、各家庭における啓発として、備蓄品の乳幼児用ミルクを市内保育施設へ配布すると共に、こども家庭・保健センターに提供し、乳幼児健診や子育てセンターで配布してもらい、施設利用者や保護者等に啓発を行った。	B
			こども家庭・保健センター	・4か月児健康診査で「非常用食料備蓄について」のチラシを配布している。 ・母子健康手帳交付時に併せて配布している冊子「わくわく子育て」に非常用食料備蓄についての記事を掲載し、啓発している。	乳幼児は特に育児ミルク等必要物品を備蓄する必要性が高いため、わくわく子育てや乳幼児健診等では対象者全員に啓発できるように継続していく。	B

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進

推進分野(3) 食育の推進と連携

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
1	○ 食育月間における取組を推進します。	食育の日や食育月間における普及・啓発活動	芦屋健康福祉事務所	所内に食育月間ポスターや食育カレンダーを掲示した他、「広報あしや」に関係記事を掲載し、市民へ広く普及した。また、いずみ会リーダー養成講座など既存事業の中で市民に対し、食育に関する情報提供を行った。		
			ほいく課	市立認定こども園・保育所において、食育月間普及のため、給食だよりを通して食育月間についての情報提供や施設で食育月間ポスターの掲示を行った。	給食だよりや食育月間ポスターを通じて食育月間の普及啓発を今後も継続して実施していく。	B
			保健安全・特別支援教育課	コロナ禍では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を縮小せざるをえなかったが、各校では感染対策を講じながら「ちょこっと食育」等に取り組むことができた。	新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことを受けて、味覚の1週間や地産地消などの取組を再開した。	B
			こども家庭・保健センター	食育月間には、食育教室の実施、啓発ポスターの掲示等を行い、食育を推進している。	食育月間には食育教室を実施および啓発ポスター掲示をし、関連部署にも共有している。	B
2	○ 食に関する指導体制を確立します。	マタニティ食事診断(再掲) 乳幼児健診時の食育指導(再掲) もぐもぐ離乳食教室(再掲) 幼児の食事とおやつ(再掲) おやこ栄養相談(再掲) 離乳食後期(後期・オンライン教室)(再掲) Goodバランスアップ教室(再掲) ヘルスアップ事業「健康ポイント事業」(再掲)栄養相談 生活習慣みなおし教室(再掲) 個別健康教育(再掲) 特定保健指導(再掲) デリバリー健康講座(再掲) 食育の指導・啓発	保健安全・特別支援教育課	コロナ禍では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小・中止せざるをえない活動が多かった。指導体制については、職員会議等でも確認できており、5類に引き下げられたことにより、活動を見直し、再開していく。	新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことを受けて、学級担任、教科担任等、栄養教諭・栄養職員が連携しながら関連教科等において食に関する指導を推進した。	B
			こども家庭・保健センター	・食育事業では、コロナ禍(令和2～4年度)において、感染対策が難しい乳幼児期の食育教室では新規講座としてオンライン教室を導入。対面教室が難しかった中では社会情勢にあった普及啓発の場と感じるが、オンラインの講話のみの教室では、毎回参加者が1桁であり、ニーズが少ない。特に幼児期対象教室の参加者減少が著しいため、対面教室の開催を検討する。 ・担当課だけでなく他課や他団体とも連携しながら食育を推進しているが、今後の食に関する指導体制の確立のためには、情報共有等も含め連携の強化が必要と考える。	ライフステージごとに市民が必要な食事の指導が受けられるように各種教室やを継続していく。	B
			ほいく課	市立認定こども園・保育所において、保護者へ給食について、実物や写真の展示を実施した。 食についての知識の普及のため、毎月給食だよりを発行するとともに、ホームページで献立情報を掲載するなど、情報提供を実施した。 市立認定こども園・保育所において、正しい箸の使い方やマナーを伝えるため箸指導、栄養バランスの良い食事を伝えるため『3色食品群』についての食育、日本の郷土料理である和食への理解を深めるため和食の日に『だし』についての食育を実施した。 市立認定こども園・保育所において、季節に応じた野菜を栽培し、収穫した物でクラス単位のミニクッキングを行ったり、給食室に届け、その日の給食に提供してもらったりすることで、楽しく食べる活動を取り入れた。	安心・安全な給食を提供し、さらに教育・保育活動の一環として様々な食育活動に取り組んだ。食に関するさまざまな体験をすることで、子どもの食に関する興味・関心を深め、学びにつながっている。イベントなども活用しながら、今後も継続して実施していく。	A
3	○ 食文化を継承する取組を推進します。	保育所、学校給食による行事食の継承 給食の展示・試食会 保育所訪問による栄養指導(再掲) 食育指導計画の作成 学校給食の充実 給食だよりの発行(再掲)	ほいく課	市立認定こども園・保育所において、保護者へ給食について、実物や写真の展示を実施した。 食についての知識の普及のため、毎月給食だよりを発行するとともに、ホームページで献立情報を掲載するなど、情報提供を実施した。 市立認定こども園・保育所において、正しい箸の使い方やマナーを伝えるため箸指導、栄養バランスの良い食事を伝えるため『3色食品群』についての食育、日本の郷土料理である和食への理解を深めるため和食の日に『だし』についての食育を実施した。 市立認定こども園・保育所において、季節に応じた野菜を栽培し、収穫した物でクラス単位のミニクッキングを行ったり、給食室に届け、その日の給食に提供してもらったりすることで、楽しく食べる活動を取り入れた。	安心・安全な給食を提供し、さらに教育・保育活動の一環として様々な食育活動に取り組んだ。食に関するさまざまな体験をすることで、子どもの食に関する興味・関心を深め、学びにつながっている。イベントなども活用しながら、今後も継続して実施していく。	A

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画総括評価シート(平成30年度～令和5年度)

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進

推進分野(3) 食育の推進と連携

評価内容
■達成状況:「行政の取り組み」についての平成30年度～令和5年度の6年間の達成状況
■総括評価:達成状況についての評価
■達成割合:計画開始時(平成30年度)と比較した計画終了時(令和5年度)の達成割合
【評価基準】 A:達成している(100～80%) B:ある程度達成している(79～50%) C:達成していない(49～0%)

No.	行政の取り組み	行政の主な推進事業	担当課	達成状況	総括評価	達成割合
			保健安全・特別支援教育課	・食文化を継承する取組も盛り込んだ食育推進計画に沿って、食文化に触れる活動を推進する。 ・伝統食や行事食を取り入れた給食を提供し、食文化に触れる機会をもつ。 ・各校が発行する給食だよりを通して、予定献立の他、望ましい食習慣・食文化の紹介等の情報発信をする。	食文化を継承する取組も盛り込んだ食育推進計画に沿って、食文化に触れる活動を推進した。 ・伝統食や行事食を取り入れた給食を提供し、食文化に触れる機会を持つことができた。 ・各校が発行する給食だよりを通して、予定献立の他、望ましい食習慣・食文化の紹介等の情報発信をする学校給食・食育の取組の発信に努めることができた。	B
			こども家庭・保健センター	幼児向け食育講座では12月におせちの行事食の情報提供および試食提供を行っている	幼児向け食育講座では毎年行事食の試食提供を行い、ホームページにもレシピを掲載している。教室来所者は年々減っており、より多くの市民に啓発する方法を模索したい。	B
4	○ 関係機関相互の連携を図り食育を推進します。	ヘルスアップ事業「健康ポイント事業」(再掲) 学校給食展の開催 あしや保健福祉フェア(再掲) 秋まつりの開催 ボランティア活動促進 食生活改善グループの育成・支援	市民参画・協働推進課	・ヘルスアップ事業として「あしや健康 1week スクール」では多様な健康増進プログラムを開催した。 ・子ども向けの食育などをテーマに「つきいちよるごはん」を継続実施している。 ・食を中心とした市民活動団体やコミュニティビジネスを目指す人達のPRとチャレンジの場として「ふれあいカフェ」や「Leed Cafe 1日シェフ」を継続実施している。	・ヘルスアップ事業「あしや健康 1weekスクール」は令和4年度まで継続し、令和5年度からは事業に関わる団体の後方支援を行った。 ・「つきいちよるごはん」は運営団体が独立し、そしてまた新たな団体が運営団体になるという団体の独立支援をしながら運営が続いている。 ・「ふれあいカフェ」「Leed Cafe1日シェフ」は令和4年度からより多くの団体が運営者としてチャレンジする場となっている。 ・令和4年度からは食事とワークショップを合わせた「産前産後のママのためののんびりランチパーティ」を実施する団体があり、赤ちゃんとママの居場所が形成されつつある。	A
			芦屋健康福祉事務所	地域に根ざした食育活動や健康づくりに関する普及・啓発活動が積極的に実施されるよう、いずみ会等のグループの取組を支援した。		
			地域経済振興課	【秋まつり】 令和3年度より新たな組織体制に変更したが、コロナ禍であったため規模を縮小し開催した。令和4年度からは新たな場所でぜんざいの配布や県内産の野菜等物販を行い、地産地消の促進を行った。来場者に対し場所が狭かったため、今後開催場所を検討していく必要がある。	コロナ禍により中止・規模縮小を挟んだものの、令和4年度には県内産の農作物の物販販売を実施できた。 また、米まつりの意味合いで餅つきの実施も継続して行うなど、食に対する来場者への意識向上への促進を行った。	A
			保健安全・特別支援教育課	学校給食展は本市の給食・食育の取組に係る情報発信のよい機会であったが、コロナ禍では規模を縮小し、栄養士・調理師が作成したパネルや児童生徒作品の展示のみ(試食なし)で実施した。	新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことを受けて、試食の実施を規模を縮小して再開した。	B
			こども家庭・保健センター	担当課だけでなく他課や他団体と連携しながら食育を推進しているが、今後の推進のためには、情報共有等も含め連携の強化が必要と考える。	今後連携部署間での情報共有について検討が必要	B